

県立大学設立委員会 施設整備専門部会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県立大学設立委員会設置要綱（平成26年9月3日）第6に基づき、新たな県立4年制大学（以下「新大学」という。）の施設整備に関する事項について、専門的な見地から検討するために設置する専門部会に関して必要な事項を定める。

(組織)

- 第2 専門部会の名称は、「施設整備専門部会」（以下「部会」という。）とする。
- 2 委員は、県立大学設立参与、高等教育参与及び学識経験者その他知事が適當と認める者のうちから知事が委嘱する。
 - 3 委員の任期は委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げない。
 - 4 部会に部会長を置き、県立大学設立委員会委員長（以下「委員長」という。）の指名により選任する。
 - 5 部会長は会務を統括する。
 - 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

(検討事項)

- 第3 部会は、次の事項について検討するものとする。
- (1) 新大学施設の設計に関すること
 - (2) その他新大学の施設整備に必要な事項に関すること

(会議)

- 第4 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 2 部会長は、必要に応じ、委員の一部の者による会議を開催することができる。
 - 3 部会に、オブザーバーを置くことができる。
 - 4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 5 部会の決定事項は、県立大学設立委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。なお、委員長への報告をもって、委員会への報告とすることができる。
 - 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第5 部会の庶務は、総務部県立大学設立準備課において処理する。

(雑則)

- 第6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

(県立大学設立準備委員会施設整備専門部会設置要綱の廃止)

2 県立大学設立準備委員会施設整備専門部会設置要綱（平成 25 年 11 月 15 日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。